



福島県避難市町村家賃等支援事業助成金の 申請手続きについて

応急仮設住宅の供与が平成31年3月末まで一律延長された区域から避難し、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力HD」という。）からの家賃賠償が平成30年3月末で終了した世帯のうち、家賃等の支援を必要とする世帯に対して、応急仮設住宅の供与を受けている世帯と同等の生活再建支援を行います。

1 助成対象世帯

原則として、以下のすべての要件を満たす世帯です。

- ① 応急仮設住宅の供与が平成31年3月末まで一律延長された区域（注1）に、平成23年3月11日時点でお住まいであった世帯
- ② 平成30年3月分までの家賃賠償を受けた世帯（注2）
- ③ 当該助成金を申請する期間において、賃貸住宅等へ居住している世帯
- ④ 東京電力HDから福島県への個人情報の提供及び福島県から東京電力HDへの個人情報の提供に同意する世帯
- ⑤ 申請者世帯への生活再建支援を推進するため、福島県が関係行政機関や避難者支援事業の業務委託先と個人情報を共有することに同意する世帯
- ⑥ やむを得ない事情により平成30年4月以降も賃貸住宅等へ居住することを余儀なくされ、福島県による平成30年4月以降の家賃等の支援を必要とし、その支援を希望する世帯

（注1）

○富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域

○南相馬市、川俣町及び川内村の一部区域

- ・南相馬市の帰還困難及び平成28年7月12日に避難指示が解除された区域（小高区など）
- ・川俣町の平成29年3月31日に避難指示が解除された区域（山木屋地区）
- ・川内村の平成28年6月14日に避難指示が解除された区域（下川内字貝ノ坂、荻の地区）

（注2）

②の要件を満たす世帯（家賃賠償を受けた世帯）に対しては、東京電力HDが平成30年2月以降、意向確認書を郵送しています。当該助成金の支援を希望する方は、意向確認書を同社へ返送する必要があります。

詳しくは、「東京電力HD福島原子力補償相談室」へ御確認ください。

電話 0120-926-404（受付時間 月～金（祝日を除く。）午前9時から午後7時まで
土、日、祝休日 午前9時から午後5時まで）

2 助成金の額

※ 助成対象世帯の構成員が居住していることを確認できる賃貸住宅等について、助成対象世帯が負担する次の費用です。

(1) 家賃（共益費、管理費を含む。）

平成30年4月分から平成31年3月分まで

※ 助成対象世帯1世帯が複数の賃貸住宅等に分かれて居住している場合は、それらの月額を合計した金額に月数を乗じて算出した金額とします。

※ 助成金の上限額

東京電力HDが助成対象世帯に平成30年3月分の家賃賠償の対象として認めた家賃の合計金額とします。

(2) 更新手数料

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に更新時期を迎える、当該賃貸住宅等の賃貸借契約書に記載された金額

3 助成金の申請受付期間

平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

- ※ 家賃（共益費、管理費を含む。）に係る助成金は、平成 30 年 4 月分から 3 か月分ごとに申請してください。
- ※ 更新手数料に係る助成金は、対象となる費用を負担した後の助成金の申請時に、家賃と併せて申請してください。

4 申請書類

福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付申請書

（添付書類）

- 初回の申請時、及び 2 回目以降申請で初回の申請から転居や助成金の振込口座の変更があった場合
 - ・ 助成対象とする賃貸住宅等の「賃貸借契約書の写し」
 - ・ 助成金の振込口座を確認できる書類（申請者名義のもの）（預金通帳の写し等）
- 毎回の申請時
 - ・ 助成対象とする賃貸住宅等の家賃（共益費及び管理費を含む。）及び更新手数料の支払い実績を確認できる書類（領収書の写し等）
 - ・ 助成対象とする賃貸住宅等への居住を証明する書類（住所、氏名が明記された公共料金の使用量のお知らせの写し）

申請書類の入手方法

○初回申請分

- ① 東京電力HDから平成 30 年 2 月以降に助成対象世帯へ郵送された「意向確認書」について、「東京電力HDから福島県への個人情報の提供」に同意の上、「家賃等支援事業のご案内を『希望する』」に○を付け、同書を東京電力HDへ必ず返送してください。
 - ※ 東京電力HDから意向確認書が郵送されていない世帯は、助成金の対象になりません。
支援対象となる世帯で、同社から意向確認書が届かない場合は、東京電力HD福島原子力補償相談室（電話 0 1 2 0 - 9 2 6 - 4 0 4）へお問い合わせください。
- ② 東京電力HDから対象世帯の名簿等（個人情報）の提供を受けた福島県が、支援を希望する世帯へ個別に平成 30 年 4 月下旬以降、順次、助成金のご案内及び申請書類様式を郵送します。

○2 回目以降申請分

申請受付窓口として開所する「福島県家賃等支援事務センター」から前回申請時の住所へ送付します。

5 留意点

- (1) 助成対象世帯が、当該助成金の申請受付期間内に別の賃貸住宅等に転居した場合は、支援対象とします。
月半ばの転居など、家賃等に日割が生じる場合の助成金の算定は、日割による算定を行わず、前月分と同額とみなします。
新たな賃貸住宅等の家賃（共益費及び管理費を含む。）については、契約始期が月の初日である場合を除き、翌月分から算定します。
- (2) 助成金の申請者世帯に対しては、生活再建に結び付けるため、電話や戸別訪問等により居住実態等の確認をする場合があります。

6 申請受付窓口・申請手続き相談

※平成 30 年 4 月 17 日から下記の事務センターで申請に関するお問合せを受け付けます。

福島県家賃等支援事務センター（福島県生活拠点課。業務委託先：トッパン・フォームズ(株)）

電話（通話料無料） 01 2 0 - 9 0 0 - 7 7 5

受付時間 9 時から 17 時まで（土日祝休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始を除く。）